

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に係る岩手県版Q&A(第1版)

分類	No.	質問	回答	備考
1__事業実施時期について	1	令和7年度内(交付決定前)に実施した賃金改善や職場環境改善あっても、基準月(原則令和7年12月)以降に実施したものであれば、経費の対象となるか。	お見込みのとおり。経費の対象となる。	国Q&A__問2
1__事業実施時期について	2	補助金の入金を受ける前に実施した賃金改善や職場環境改善あっても、基準月(原則令和7年12月)以降に実施したものであれば、経費の対象となるか。	お見込みのとおり。 なお、具体的な賃金改善や職場環境改善の時期は、補助金の受給の前後に関わらず、賃金改善は法人の運営状況に応じて設定いただきたい。	国Q&A__問2
2__賃金改善経費について	3	賃金改善はどのような方法で行えばよいか。	基本給による賃金改善が望ましいが、介護サービス事業所等の判断により、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差支えない。 具体的な賃金改善の内容(賃金項目、額及び期間等)は、法人の運営状況に応じて設定いただきたい。	国実施要綱7(1)①
2__賃金改善経費について	4	賃金改善経費に一時金は含まれるか。	No.3の回答のとおり、対象経費に含まれる。	国実施要綱7(1)①
2__賃金改善経費について	5	賃金改善経費に法定福利費等(社会保険料等)は含まれるか。	法定福利費等(社会保険料等)のうち、当該賃金改善に伴い生じる法定福利費等(社会保険料等)の事業者負担の増加分は対象経費に含めることも可能である。	国Q&A__問7
3__対象者について	6	「介護従事者」の対象範囲とは。	対象は介護現場で働く幅広い職種(※)を指す。 ※ 介護職、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、機能訓練指導員(看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゆう師等)、精神保健福祉士、介護支援専門員、計画作成担当者、社会福祉士、生活相談員・支援相談員、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、調理員、その他の事務職等が想定される。	国Q&A__問11
3__対象者について	7	「介護職員以外の職種」の対象範囲とは。	No.6の回答のうち、介護職員を除いた者、全て。	国Q&A__問11
3__対象者について	8	「介護従事者」及び「介護職員以外の職員」のうち、パートタイムで勤務する職員も含まれるか。	お見込みのとおり。対象に含まれる。	

3__対象者について	9	法人本部の人事、事業部等で働く者等、介護に従事していない職員について、補助額に基づく賃金改善や職場環境改善の対象に含めることは可能か。	法人本部の職員等については、補助金の対象である介護サービス事業所等における業務を行っているとは判断できる場合には、賃金改善や職場環境改善の対象に含めることができる。補助金の対象となっていない介護サービス事業所等の職員は、本補助金を原資とする賃金改善や職場環境改善の対象に含めることはできない。	国Q&A__問6
3__対象者について	10	説明会資料における、「介護従事者(介護職員を含む)」と「介護職員(介護職員以外職種への配当も可能)」の違いは何でしょうか。	「介護従事者(介護職員を含む)」は「介護従事者」が対象であることを表現しており、「介護職員(介護職員以外職種への配当も可能)」は基本的には「介護職員」が対象であるが、介護サービス事業所等の判断により、「介護職員以外の職種」への柔軟な配分が認められてられていることを表現している。具体的には、No.6及びNo.7の回答のとおり。	
4__職場環境改善経費について	11	職場環境改善経費とはどういった経費が対象なのか。	職場環境改善経費について、介護助手等を募集するための経費又は職場環境改善等のための様々な取組を実施するための研修経費に充当することを基本としているが、補助金の要件としている「介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化」、「業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等)」又は「業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担(介護助手の活用等)の取組」に関する取組を実施するために要する費用(専門家の派遣費用、会議費等)に充当することも可能である。その他の職場環境改善に要する費用全般に充当することは想定していない。	国実施要綱7(2) 国Q&A__問15
4__職場環境改善経費について	12	介護見守り支援機器や業務効率化のためのAIソフト等は職場環境改善経費の対象となるか。	介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象経費(介護テクノロジー等の機器購入費用)に充当することはできない。また、介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象経費であるか否かに関わらず、介護テクノロジー等の機器購入費用に充当することはできない。	国Q&A__問16
4__職場環境改善経費について	13	パソコンやプロジェクター等は職場環境改善経費の対象となるか。	パソコンやプロジェクター等に充当することはできない。	国Q&A__問17
4__職場環境改善経費について	14	介護助手等の具体的な範囲は。	介護助手は、介護事業所等において、介護職員をサポートする職員を指すものですが、人員配置基準との関係で明確な定義を設けているものではない。専門的な業務(身体介護等)を行う介護職員の補助やサポートを行っていると考えられるか、掃除や食事の配膳・片づけ、ベッドメイキング、利用者の会話の相手、移動の付き添い、レクリエーションの実施や補助、送迎等、専門的な業務(身体介護等)以外の業務を主に行っているのか等の実態から、総合的に判断する。	

4__職場環境改善経費について	15	「介護助手等の募集経費」に介護職員の募集経費は含まれるか。	介護助手等の範囲については、上記のとおりであり、介護職員の募集に係る経費には充てられません。	
4__職場環境改善経費について	16	補助対象経費として「研修費」とあるが、どの範囲までを「研修費」として取り扱って良いのか。	研修に要する費用として切り分けられるものであれば、対象経費として充当できる。この際、職場環境改善に資する研修であれば幅広く対象とすることができるが、基準上取り組むことが義務づけられているものであって、かつ、職場環境改善とは趣旨が異なる研修に要する費用について、本補助金を充てることは、補助金の趣旨とは異なると考えられる。	国Q&A__問13
5__補助額の算出について	17	基準月の介護総報酬は処遇改善加算を含むか。	基準月の介護総報酬は基準月の介護総報酬単位数に、1単位の単価を乗じたものである。 また、介護報酬総単位数は基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数であり、処遇改善加算を含む。	国実施要綱5
5__補助額の算出について	18	基準月(令和7年12月)の介護総報酬について、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、いつまでに生じ、いつまでに審査支払機関により受理されたものについて反映されるのか。	月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和8年3月末日までに生じ、令和8年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとする。	
5__補助額の算出について	19	基準月時点で、介護保険サービスの暫定利用している者がいる。基準月以降の月に暫定利用分を月遅れ請求した場合、国保連の算出に反映されるか。	基準月時点で暫定利用であった、介護保険サービスについて、令和8年3月末日までに月遅れ請求を行い、令和8年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映される。	
6__補助金の要件について	20	基準月時点で、処遇改善加算の取得、ケアプランデータ連携システムの加入、生産性向上推進体制加算の取得の要件を満たしていなくても、補助金を申請することは可能か。	基本、基準月において、要件を満たしていることを想定しているが、基準月において、要件を満たしていない場合は、申請時に誓約を行い、実績報告までに要件を満たすことにより、基準月から要件を満たしている事業所と同様に補助金を受給することができる。	国実施要綱6
6__補助金の要件について	21	国実施要綱において「補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、賃金改善の対象とした職員の平均的な賃金水準を低下させてはならない。」とあるが、「交付対象期間」とはいつからいつまでのことを指すか。	「交付対象期間」は基準月から実績報告までの期間となる。	国実施要綱7(1)及び(2)
6__補助金の要件について	22	当該補助金は、複数の事業分を合算し、法人一本で申請を行う。その場合「①全事業所給与等の支給実績が全事業所合計分の補助金額を上回ればよいか」あるいは「②各事業所給与等の支給実績額が各事業所ごとの補助金額を上回ればよいか」とどちらの解釈が正しいか。	①が正しい。法人において、一本で申請いただくため、全事業所給与等の支給実績が全事業所合計分の補助金額を上回るように、事業実施いただきたい。	国実施要綱8(2)

7__ 処遇改善加算対象外サービスについて	23	<p>処遇改善加算対象外サービスにおける介護分野の職員賃上げ・職場環境改善支援事業について、①10千円(介護従事者に対する幅広い支援)、②5千円(共同化に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せ)、③4千円(介護職員の職場環境改善の支援)の3つがありますが、処遇改善加算対象外サービスについては①のみが対象であり②、③は対象外となるのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。処遇改善加算対象外サービスは①の支援のみが対象となる。</p>	<p>国実施要綱6</p>
7__ 処遇改善加算対象外サービスについて	24	<p>処遇改善加算の対象外サービス(ケアマネ等)は処遇改善加算に準ずる要件を満たす事業者が①10千円の対象とありますが、処遇改善加算に準ずる要件を満たしていない場合でも、ケアプランデータ連携システムに加入していれば要件を満たすことにはならないのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。国実施要綱6(3)①より、処遇改善加算に準ずる要件を満たさなくても、ケアプランデータ連携又は社会福祉連携推進法人に所属している場合は、要件を満たすことになる。</p>	<p>国実施要綱6(3)①</p>
7__ 処遇改善加算対象外サービスについて	25	<p>処遇改善加算対象外サービスについて、処遇改善加算を取得することは必須であるか。</p>	<p>本補助金においては、処遇改善加算対象外サービス事業所について、処遇改善加算に準じる要件を満たしていれば、必ずしも処遇改善加算を取得する必要はない。 また、ケアプランデータ連携を行っている場合や社会福祉連携推進法人に所属している場合についても、要件を満たすため、処遇改善加算を必ずしも取得する必要はない。 ※加算取得をしなくても本補助金の要件を満たすが、R8.6臨時報酬改定後も継続的な賃上げを行う観点から、加算の取得を行うことが望ましい。</p>	<p>国実施要綱6(3)①及び②</p>
7__ 処遇改善加算対象外サービスについて	26	<p>処遇改善加算に準ずる要件とは何か。</p>	<p>国実施要綱6(3)②の(ア)～(ウ)に記載の要件をすべて満たすこと。</p>	<p>国実施要綱6(3)②</p>
7__ 処遇改善加算対象外サービスについて	27	<p>法人において、「処遇改善加算対象サービス事業所」と「処遇改善加算対象外サービス事業所」の両方の事業所を営んでいるが、申請はまとめて一本で行うものか。</p>	<p>お見込みのとおり。ただし、計画書(総括表)(様式第1号別紙1又は別紙2)については、「処遇改善加算対象サービス事業所」と「処遇改善加算対象外サービス事業所」で入力するシートが異なるため、ご注意いただきたい。</p>	
8__ 申請単位について	28	<p>申請は法人ごとか、または事業所ごとか。</p>	<p>法人ごとに申請いただきたい。</p>	
8__ 申請単位について	29	<p>申請は事業所番号ごとか、またはサービスごとか。</p>	<p>サービスごとに申請いただきたい。 ※「介護予防サービス」、「短期利用型サービス」及び「総合事業によるサービス」の申請漏れが散見されるため、漏れないように確実に申請いただきたい。</p>	

9__スケジュールについて	30	補助金振込のタイミング及び回数は。	補助金の振込は、以下のとおり2段階となる。 第1回目支払(前金払):事業の実施有無にかかわらず、概ね5月～6月にかけて支払われる。 第2回目支払(精算払):事業実施後、実績報告書の提出を受けてから支払われる。 ※なお、変更交付決定において差額がない場合は、精算払はないこと。	
9__スケジュールについて	31	実績報告の提出期限はいつか。	早ければ9月上旬頃を想定しているが、補助金の支給状況を踏まえ、今後お示しする。	
10__事業所の統廃合について	32	令和8年4月から事業所の運営主体(法人)が変更になる予定である。 介護サービス事業所等の合併又は別法人による事業の承継の場合において、3月に廃止前の介護サービス事業所等として補助金を申請し、4月に新規に指定を受けた介護サービス事業所等において補助金を活用することは可能か。 また、補助金の申請後に地域密着型所型から通常型などへのサービス種類の変更を行った場合、変更後の介護サービス事業所等において補助金を活用することは可能か。	当該介護サービス事業所等の職員に変更がないなど、介護サービス事業所等が実質的に継続して運営していると認められる場合は可能である。その際は、国実施要綱8(4)の記載のとおり、県に変更の届出(県様式第2号等の提出)を行うこと。	国Q&A_問21 国実施要綱8(4)
11__その他	33	処遇改善加算とは申請が別か。	令和6年度介護人材確保・職場環境改善支援事業費補助金については、処遇改善加算の申請様式と一体型となっていたが、本補助預金については、様式は一体型となっておらず、別々に申請いただくものとなっている。 ※処遇改善加算の具体の申請方法や要件等については、管轄の振興局又は市町村にお問い合わせいただきたい。	
11__その他	34	「物価高騰対策賃上げ支援金」と「R7年度介護分野の職員賃上げ・職場環境改善支援事業」とは、職員の賃上げが重複するが、条件を満たせば、合わせて申請をすることができるのか。	2つの補助金を活用する場合には、賃上げのすみ分けが明確に区別できる場合のみ支給対象となります。 ※具体的な併給可否については、物価高騰対策賃上げ支援事業事務局(019-601-7165)までお問い合わせいただきたい。	令和8年度物価高騰対策賃上げ支援金 FAQ